

KIDS★NEWS

4
月号

運営法人★NPO法人シャーロックホームズ

主任★高橋 悠 副主任★毛利 君江・穂山 由紀

TEL&FAX★045-383-3123 MOBILE★070-6468-3833 ホームページ★<http://sherlock.jp/kamisasa-kids/>

保護者の皆様へ

この度は、お子さんのご入学並びにご進級、誠におめでとうございます。

開設2年度目を迎えたキッズクラブでは、感染症予防を徹底しながらにはなりますが、少しずつプログラムの拡充を図り、更なる元気と笑顔で子どもたちの受け入れ態勢を整えていきたいと思っています。

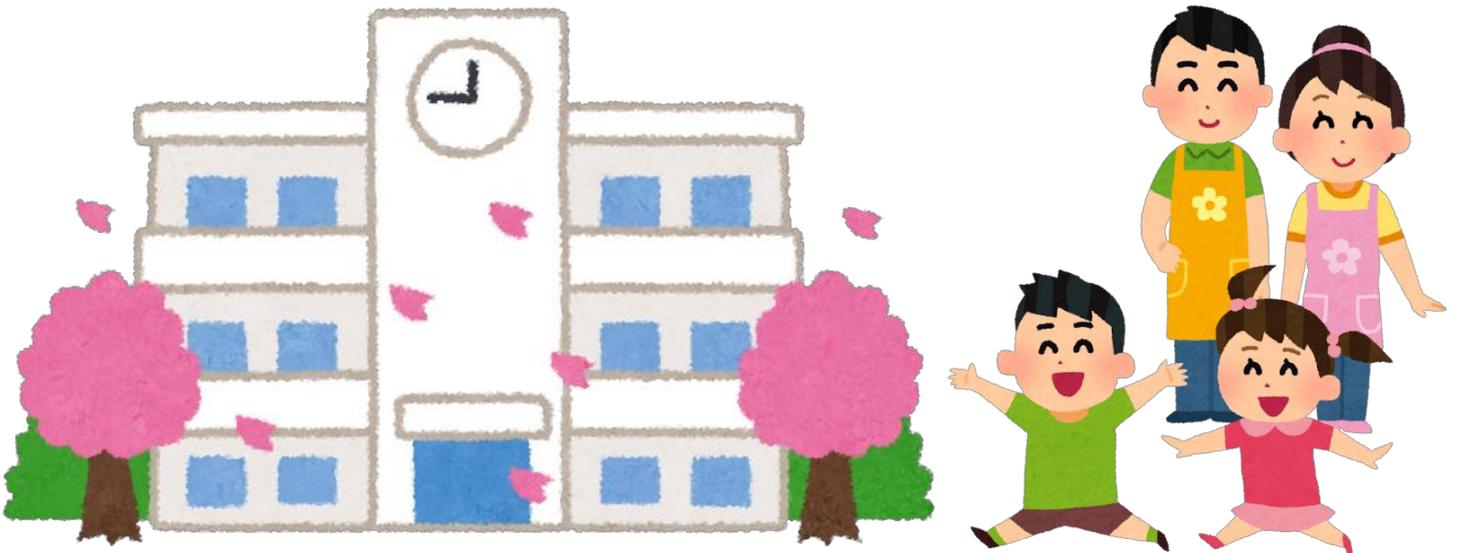
まだまだ至らない点もあるかもしれませんが、子どもも保護者も職員も新入生の気持ちで、ぜひ“上笹キッズ”と一緒に盛り上げていきましょう！どうぞこれからの1年間、ご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

1ねんせい の みなさんへ

ごにゅうがく おめでとうございます！これから どきどき わくわくの
1ねん が はじまるよ！がっこう が おわったあとは たくさんの おと
もだち と たのしく あそびましょう！きッズくらぶ で まっているよ♪

2～6年生の皆さんへ

ご進級おめでとうございます！またひとつお兄さん&お姉さんへと
成長しましたね！新しく建てられた校舎の中にあるキッズクラブに、元
気いっぱいの姿を見せに来てくださいね！キッズクラブで待っているよ♪



2021（令和3）年度のキッズクラブ利用申込について

放課後キッズクラブ利用には、利用を希望するすべての方から利用申込書の提出が必要です。

キッズルームにて配布を行っていますので、記載内容のご確認、保険料金のお振込、必要書類のご準備をいただき、利用希望月の3営業日前までにキッズクラブへご提出ください。

わくわく【区分1】の利用制限延長について

令和2年6月の教育活動の再開以降についても、遊びの場である区分1の児童は3密を防ぐ観点から限定的に受入れることとしています。

現時点においても、感染症のリスクに備える必要があるため、引き続き、原則としてわくわく【区分1】の児童の受入れは限定的なものとし、利用時間は1日90分間までとします。

4月～9月の下校時間について

4月から9月までの最終下校時間は17時00分です。

放課後キッズクラブ事業の見直しに伴い、おやつは16時00分から順次提供いたします。

利用料等の口座振替について

利用料等（3月利用分）の口座振替日は4月19日（月）です。

2021（令和3）年度の利用料減免制度の変更について

2021（令和3）年度から、減免の対象者が拡充されることとなりました。

利用料減免制度とは

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく区分（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・2B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

令和3年度から減免の対象者の拡充を行い、「横浜市就学援助を受けている方」も減免対象となります。つきましては、これまで減免の対象とならなかった方におかれましても本案内をご一読くださいますようお願いいたします。

減免の適用を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、放課後キッズクラブへ必要書類をご提出ください。

減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。

- ① 横浜市就学援助を受けている方（令和3年度より新たに追加）
- ② 生活保護世帯の方
- ③ 市民税所得割非課税世帯の方

減免金額

減免対象となる場合、利用区分に応じて以下の金額が減免となります。

利用区分	減免額	減免後の利用料金
すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	月額2,000円	月額0円
すくすく（ほしぞら）【区分2B】	月額2,500円	月額2,500円

※ 減免対象となるのは月額利用料金のみであり、おやつ代、プログラムの材料費などの実費、わくわく【区分1】のスポット料金（日額800円）、すくすく（ゆうやけ）【区分2A】の延長料金（日額400円）及び保険制度負担金は、減免の対象となりません。

申請手続き

減免を希望される場合は、以下の表をご確認いただき、キッズクラブへ必要書類をご提出ください。（対象となる方によって提出書類や提出時期が異なります。）

なお、②③に該当する方につきましては、令和2年度までと必要書類や手続き方法は変わりません。

	① 就学援助を受けている方	② 生活保護世帯の方	③ 市民税所得割非課税世帯の方
提出書類	<p><u>就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【写し】</u></p> <p>※ 年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。（当該月から減免の適用となります。）</p>	<p><u>保護証明書【原本】</u></p> <p>又は</p> <p><u>生活保護費支給証【写し】</u></p>	<p>以下のうちいずれか1つ</p> <p><u>市民税・県民税課税（非課税）証明書【原本】</u></p> <p>※ 区役所総務課で取得することができます。（1件300円）</p> <p><u>市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】</u></p> <p>※ 区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。</p> <p><u>給与所得等に係る市民税・県民税・特別徴収税額通知書【写し】</u></p> <p>※ 勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。</p>
書類に関する留意事項	<p>4月に当初申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。</p> <p>4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金）</p>	<p>保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料）</p>	<p>※ 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、キッズクラブへお問い合わせください。</p> <p>※ 市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を証明するために、世帯全員の証明書をご提出ください。</p>
提出時期	<p>学校から受理次第速やかに</p>	<p>キッズクラブ申込時</p> <p>又は</p> <p>減免の適用を受けようとする時</p>	

なお、①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合等）については、必ずキッズクラブにお申し出ください。

虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

問い合わせ先

- ★減免の申込みに関すること … 上菅田笹の丘小学校放課後キッズクラブ 045-383-3123
- ★減免制度全般に関すること … こども青少年局放課後児童育成課 045-671-4068
- 保土ヶ谷区役所子ども家庭支援課 045-334-6322
- ★就学援助制度に関すること … 横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課 045-671-3270